

各種加算における添付書類一覧

居宅介護支援

LIFEへの登録	不要
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ※事務職員の配置について、記載して下さい。
特定事業所集中減算	不要 ※別途「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届書」（様式1）の提出が必要です。
特定事業所加算	●特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙36）、又は、特定事業所加算（A）に係る届出書（居宅介護支援事業所）（別紙36-2） ●加算（A）について、連携先事業所がある場合は連携している事が分かる資料 【添付資料】 ①主任介護支援専門員研修の修了証明書（写） ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ③利用者情報・サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議録 ④24時間連絡体制があることがわかる書類（重要事項説明書等の緊急連絡先を明示したもの。） ⑤年間研修計画（全ての介護支援専門員の参加及び個別具体的な研修の目標等が確認できるもの） ⑥介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所の登録が確認できる書類（京都府の登録決定通知書（写）） ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する地域包括支援センター等が実施する事例検討会、研修等に参加していることが確認できる資料 ⑧他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を開催することがわかる資料（開催時期、開催場所、参加法人等を記載）。 ⑨利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料

	【留意事項】 ★既に特定事業所加算のいずれかを算定していて、別の区分に変更する場合 ・添付書類のうち、②と⑤のみご提出してください。（ただし、（Ⅰ）に変更する場合は⑨も一緒に提出してください。） ・その他の要件については、「居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録」（別紙50）を作成し、基準が満たされていることを事業所において確認してください。 ★併せて介護支援専門員が追加になる場合や運営規程が変更となる場合は、変更届も一緒にご提出いただくようお願いいたします。
特定事業所医療介護連携加算	●特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙36）
ターミナルケアマネジメント加算	●特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙36）

介護予防支援

LIFE への登録	不要
-----------	----